2　圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器により圧縮水素を移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両において、専ら当該鉄道車両の燃料の用に消費する場合における法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過していないものであることとし、この場合における法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、当該充塡可能期限年月を経過したものを特定高圧ガスの消費に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

第五十九条　法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスは、可燃性ガス（高圧ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両において、専ら当該車両又は鉄道車両の燃料の用に消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

（新設）

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

第五十九条　法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスは、可燃性ガス（高圧ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）